

平成 25 年度のクールビズ実施について

1 趣旨

- ・「クールビズ」は、地球温暖化防止対策の一環として、夏場のオフィスの冷房設定温度を 28℃にして、ノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツなど軽装での勤務を推奨するもので、平成 17 年度に環境省が提唱して始まった取組です。
- ・今年度も、節電の取組が必要とされていることから、昨年度と同様に「クールビズ」期間を 5 月 1 日（水）から 10 月 31 日（木）といたします。

2 取組内容

- ・県庁においては、冷房時の室温を 28℃に設定し、軽装での執務を実施します。
- ・県内市町村や県民の方々、企業の皆様に対しては、県庁HPへの掲載やポスターの配布等により、取組への協力を呼びかけます。

3 国や四国 4 県での取組状況

- ・国…昨年度と同様に、5 月 1 日～10 月 31 日で実施。
(スーパークールビズも昨年度と同様に 6 月 1 日～9 月 30 日で実施)
- ・四国 4 県…昨年度と同様に 5 月 1 日～10 月 31 日で実施。

なお、平成 17 年度から 4 県連携で「エコスタイル」推進事業として執務室の適正温度・軽装勤務の呼びかけを始め、平成 18 年度からは、「クールビズ四国」として、統一のポスター作成等の取組を行っています。

